

## 介護保険

### 高額介護(予防)サービス費 における現役並み所得者の 区分の導入について

1カ月に利用した介護サービスの利用者負担の合計が、一定の限度額を超えたときは、高額介護(予防)サービス費として、超えた分が申請により払い戻されています。

対象となる利用者負担は、介護サービス費用の給付対象にかかる自己負担分に限られます。(福祉用具購入、住宅改修費の自己負担、食費・居住費、日常生活費などは対象外)

平成27年8月のサービス分より、制度改正により、限度額の基準が次のとおり変更されました。

なお、この所得基準によって、限度額が引き上げられた世帯の収入額によって、申請により限度額を引き下げられることがあります。(各対象者には、随時、申請書を送付しますので、忘れずに申請してください)

区分	限度額
住民税 課税世帯	37,200円
世帯全員が住民税 非課税	24,600円
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・年金収入 80万円以下など	15,000円(個人)
生活保護の受給者の方など	15,000円



区分	限度額
医療保険制度における現役並み所得者相当の方	44,400円
住民税 課税世帯	37,200円
世帯全員が住民税 非課税	24,600円
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・年金収入 80万円以下など	15,000円(個人)
生活保護の受給者の方など	15,000円

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

### 介護保険負担割合証の送付について

制度改正により、65歳以上の要介護(支援)認定を受けられている方のうち、一定以上の所得のある方は、平成27年8月以降、2割の利用者負担をしていたことになりました。それに伴い、1割あるいは2割の負担割合証を送付させていただきます。

平成27年8月から、要介護(支援)認定を受けられている方は、保険証と一緒に、1割あるいは2割と記載された負担割合証をお持ちいただく必要があります。また、有効期間は、当該年度の8月1日から翌年度の7月31日までの1年間とし、毎年、前年の合計所得金額などにより判定され、更新されます。

※2割の利用者負担となるのは、基準以上の所得を有する本人のみとしており、同一世帯に他に介護サービスを利用する方がいても、その方自身の所得が基準以上でなければ、その方は2割の利用者負担とはなりません。また、2割の利用者負担となった方は、月額の上限度額(高額介護サービス費)があるため、2割の対象となった方全員が2倍になるわけではありません。

※負担割合の変更があるとき  
・所得更正があったとき  
・転出入等による同一世帯の1号被保険者数に増減があったとき

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

